

# 福島県産業復興相談センター お問い合わせ窓口



事務所名	電話番号
福島事務所	福島商工会議所 024-536-5511
	福島県商工会連合会 024-525-3411
	公益財団法人福島県産業振興センター 024-525-4039
白河事務所	白河商工会議所 0248-23-3101
須賀川事務所	須賀川商工会議所 0248-76-2124
郡山事務所	郡山商工会議所 024-921-2600
二本松事務所	二本松商工会議所 0243-23-3211
会津若松事務所	会津若松商工会議所 0242-27-1212
会津喜多方事務所	会津喜多方商工会議所 0241-24-3131
いわき事務所	いわき商工会議所 0246-25-9151
原町事務所	原町商工会議所 0244-22-1141
相馬事務所	相馬商工会議所 0244-36-3171
中通り事務所	中通り広域指導センター 0248-94-2680
会津事務所	会津広域指導センター 0242-93-5607
浜通り事務所	浜通り広域指導センター 0246-25-1011
飯坂事務所	飯坂町商工会 024-542-3568
松川事務所	松川町商工会 024-567-2265
桑折事務所	桑折町商工会 024-582-2474
国見事務所	国見町商工会 024-585-2280
伊達事務所	伊達市商工会 024-577-0057
保原事務所	保原町商工会 024-575-2284
川俣事務所	川俣町商工会 024-565-2377
飯野事務所	飯野町商工会 024-562-2115
あだたら事務所	あだたら商工会 0243-23-5854
大玉事務所	大玉村商工会 0243-48-3931
本宮事務所	本宮市商工会 0243-33-2541
熱海事務所	熱海町商工会 024-984-2341
逢瀬事務所	逢瀬町商工会 024-957-3250
湖南事務所	湖南町商工会 024-983-2117
三穂田事務所	三穂田町商工会 024-954-2154
安積事務所	安積町商工会 024-946-2068
片平事務所	片平町商工会 024-951-2602
喜久田事務所	喜久田町商工会 024-959-2568
日和田事務所	日和田町商工会 024-958-2438
富久山事務所	富久山町商工会 024-923-0896
田村事務所	田村町商工会 024-955-2507
中田事務所	中田町商工会 024-973-2211
西田事務所	西田町商工会 024-972-2114
大東事務所	大東商工会 0248-79-3155
長沼事務所	長沼商工会 0248-67-3121
鏡石事務所	鏡石町商工会 0248-62-2340
岩瀬事務所	岩瀬商工会 0248-65-3210
天栄事務所	天栄村商工会 0248-82-2709
石川事務所	石川町商工会 0247-26-3211
玉川事務所	玉川村商工会 0247-57-2250
平田事務所	平田村商工会 0247-55-2276
浅川事務所	浅川町商工会 0247-36-2161
古殿事務所	古殿町商工会 0247-53-2465
三春事務所	三春町商工会 0247-62-3523
小野事務所	小野町商工会 0247-72-3228
滝根事務所	滝根町商工会 0247-78-2033
大越事務所	大越町商工会 0247-79-2555

事務所名	電話番号
都路事務所	都路町商工会 0247-75-2497
常葉事務所	常葉町商工会 0247-77-2019
船引事務所	船引町商工会 0247-82-4264
西郷事務所	西郷村商工会 0248-25-1266
表郷事務所	表郷商工会 0248-32-3065
ひがし事務所	ひがし商工会 0248-34-2779
泉崎事務所	泉崎村商工会 0248-53-2202
中島事務所	中島村商工会 0248-52-2716
矢吹事務所	矢吹町商工会 0248-42-4176
大信事務所	大信商工会 0248-46-2070
棚倉事務所	棚倉町商工会 0247-33-3161
矢祭事務所	矢祭町商工会 0247-46-2126
塙事務所	塙町商工会 0247-43-0371
鮫川事務所	鮫川村商工会 0247-49-2171
南会津事務所	南会津町商工会 0241-62-0329
下郷事務所	下郷町商工会 0241-67-3135
檜枝岐事務所	檜枝岐村商工会 0241-75-2339
只見事務所	只見町商工会 0241-82-2380
北塩原事務所	北塩原村商工会 0241-23-5556
きたかた事務所	きたかた商工会 0241-27-3202
西会津事務所	西会津町商工会 0241-45-3235
磐梯事務所	磐梯町商工会 0242-73-2144
猪苗代事務所	猪苗代町商工会 0242-62-2331
会津坂下事務所	会津坂下町商工会 0242-83-3139
湯川事務所	湯川村商工会 0241-27-3957
柳津事務所	柳津町商工会 0241-42-2552
あいづ事務所	あいづ商工会 0242-75-3511
会津美里事務所	会津美里町商工会 0242-54-2429
三島事務所	三島町商工会 0241-52-2430
金山事務所	金山町商工会 0241-54-2311
昭和事務所	昭和村商工会 0241-57-3100
広野事務所	広野町商工会 0240-27-2311
楢葉事務所	楢葉町商工会 0240-25-2256
富岡事務所	富岡町商工会 0246-35-0331
川内事務所	川内村商工会 0240-38-2265
大熊事務所	大熊町商工会 0242-29-5770
双葉事務所	双葉町商工会 0246-88-9855
浪江事務所	浪江町商工会 0243-22-9100
葛尾事務所	葛尾村商工会 0240-29-2252
新地事務所	新地町商工会 0244-62-2442
鹿島事務所	鹿島商工会 0244-46-2250
小高事務所	小高商工会 0244-32-0300
飯館事務所	飯館村商工会 0244-26-7957
内郷事務所	内郷商工会 0246-26-1256
遠野事務所	遠野町商工会 0246-89-2174
田人事務所	田人町商工会 0246-69-2520
好間事務所	好間町商工会 0246-36-3133
小川事務所	小川町商工会 0246-83-0133
三和事務所	三和町商工会 0246-86-2153
四倉事務所	四倉町商工会 0246-32-2900
川前事務所	川前町商工会 0246-84-2455
久之浜事務所	久之浜町商工会 0246-82-3131

専門家がきめ細かなサポートを実施します

# 福島県産業復興 相談センター



## 二重ローン、事業の復旧・復興でお悩みの方 ぜひご相談下さい!



**福島県産業復興相談センター**  
(公益財団法人 福島県産業振興センター)  
〒960-8031 福島市栄町10番21号 福島栄町ビル8階  
TEL.024-573-2561 FAX.024-573-2566  
<http://www.utsukushima.net/fukko-soudan/>

**当センターでは、被災からの復旧・復興を目指す事業者の  
皆さまの資金繰りや事業計画の策定などの相談を受け付け、  
お力になれるよう、最大限努力してまいります。**

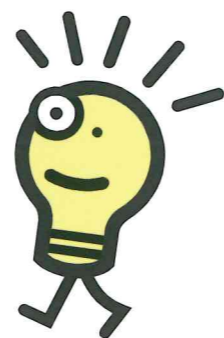
# 福島県産業復興相談センターのご紹介



「福島県産業復興相談センター」は、東日本大震災により甚大な被害を受けた事業者の事業の再開や事業再生を支援するために設置された公正中立な公的機関です。

公益財団法人福島県産業復興センターが設置主体となり、専門家がワンストップ窓口で相談を受け付けます。

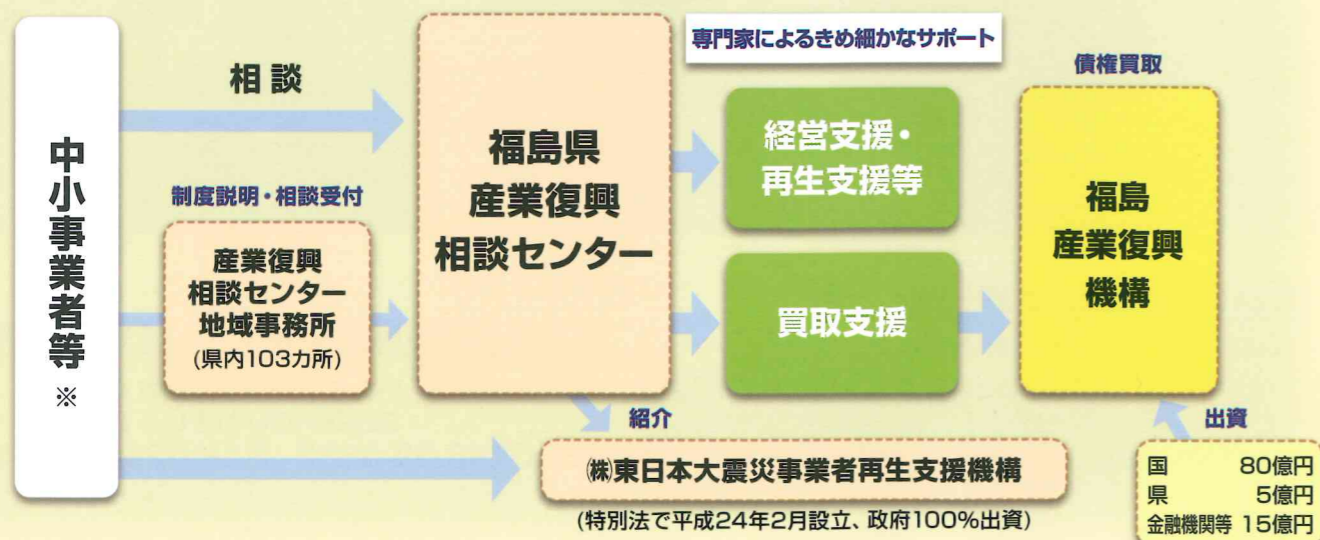
また、県内の全商工会議所・福島県商工会連合会広域指導センター、および全商工会に「産業復興相談センター地域事務所」を設置し、震災アドバイザー等が制度説明、相談の受付を行います。説明会や出張相談も実施しておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。



## センターの支援内容

当センターでは面談や受領資料を通じて、被災の状況や経営上の問題点、具体的な課題を把握し、課題の解決に向けて、専門家がきめ細かなサポートを実施し、経営支援・再生支援等を行います。また、産業復興機構が行う金融機関等の債権買取を支援しております。

当センターの活用イメージ



※個人事業者、小規模事業者、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人及び社会福祉法に規定する社会福祉法人等を含む全ての事業者(ただし、大企業は除く)

## もっと知りたい

# 「福島県産業復興相談センター」Q&A

— 皆さんの疑問にお答えします —

**Q1** センターでは、どのような支援を受けられるのですか？

**A1** 早期事業再開に向けたアドバイスや幅広いサポートを行います(原則として無料です)。主な内容は次の通りです。

- ①信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内
- ②外部専門家や関係支援機関のご紹介
- ③事業計画の策定支援
- ④福島産業復興機構による債権買取の支援

**Q2** 債権買取支援とはどのような支援ですか？

**A2** 例えば、設備等が流失して新設が必要な場合等、震災前の借入金の返済負担が大きく、新規融資を受けることが困難となっている事業者について、金融機関と調整等の上、産業復興機構が債権の買取を行い、元金・金利の返済を一定期間凍結することで金融機関からの融資を受けやすくする支援です。

**Q3** 産業復興機構に買い取られた債権はどうなるのですか？

**A3** 元金・金利の返済が一定期間凍結されます。この間、事業の復旧に専念していただき、業績の回復後、事業者の業況(返済可能な金額等)を確認したうえで、一部債権放棄を行い、地域金融機関(メイン行)等への債権譲渡等を行います。

**Q4** 相談内容が外部に知られることはありませんか？

**A4** ご対応させていただく専門家は守秘義務を負っており、みなさまのプライバシーはもちろん、企業の機密情報やノウハウなどのような情報についても、秘密が守られますので安心してご相談下さい。